

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No. 5 (注)変更報告書No. 4 提出以前の報告義務発生事実による提出となります。

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 近畿財務局長

【氏名又は名称】 中島 成浩

【住所又は本店所在地】 大阪府大阪市城東区今福東二丁目13番9号

【報告義務発生日】 平成25年7月31日

【提出日】 平成26年4月18日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 4名

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上増加したため

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	ミネルヴァ・ホールディングス株式会社
証券コード	3090
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 JASDAQ(グロース)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	中島 成浩
住所又は本店所在地	大阪府大阪市城東区今福東二丁目13番9号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	昭和38年1月4日
職業	会社役員
勤務先名称	ミネルヴァ・ホールディングス株式会社
勤務先住所	大阪府大阪市中央区農人橋一丁目1番22号

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ミネルヴァ・ホールディングス株式会社 取締役 経営管理部長 藤原 秀樹
電話番号	06(6910)0031 (代表)

(2)【保有目的】

発行者の創業者かつ代表取締役会長兼社長であり、経営参加を目的とした安定株主として株式を保有しております。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,668		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,668	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,668
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年7月31日現在)	V	14,206
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		11.74
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		12.70

(注) 変更報告書No. 3を直前の報告書として記載しております。

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成25年 7月31日	新株予約権証券	350	2.40	市場外	処分	行使権の放棄によるもの

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成23年6月14日、中島成浩及び中島一成は、SoparjaSprl（ソパージャ）との間で、株主間契約（以下「本株主間契約」）を締結し、中島成浩と中島一成（以下「中島ら」）とは共同保有者に該当していたところ、平成23年7月6日、発行者のソパージャに対する第三者割当増資につき、ソパージャが払込を完了させ、新たに発行者の株主となったに伴い、本株主間契約により、ソパージャも共同保有者に該当することとなった。

本株主間契約の概要

1. 株式の追加取得等の制限

(1) ソパージャと発行者の間の平成23年6月14日出資契約（以下「出資契約」）の払込期日（以下「払込期日」）から3年間（以下「現状維持期間」）、ソパージャは、中島らのいずれかの書面による同意を得た場合を除き、発行者の総議決権の数に対するソパージャの保有する議決権の数の割合（以下「議決権保有割合」）が29.99%を上回る結果となるような発行者株式の追加取得を行ってはならない。

(2) 上記(1)にかかわらず、中島らのいずれか又はその親族（2親等以内の血族及び2親等以内の姻族）が発行者株式を取得した場合（役員持株会を通じた潜在的取得は除く）は、ソパージャは、中島らの同意を得ることなく、中島らのいずれか又はその親族が増加させた議決権保有割合と同じ割合について、発行者株式の追加取得を行い、その議決権保有割合を増加できる。

(3) 発行者が、払込期日後に新株式等を発行する場合（自己株式の処分や払込期日時点で既に発行されている新株予約権の行使による場合を含む）、中島成浩は、中島ら及びソパージャが当該新株式等の発行時点のそれぞれの議決権保有割合に応じた引受権を与えられるよう最大限努力する。

(4) 中島ら及びソパージャは、遅くとも現状維持期間経過の3ヶ月前までに、現状維持期間経過後における資本関係及びソパージャと発行者との間の一定の業務提携関係の強化について、誠実に協議を行う。

(5) 現状維持期間経過後、継続協議期間である6ヶ月が経過してもなお、中島らとソパージャとの間で何等の合意に至らない場合には、各当事者は、本株主間契約及びソパージャと発行者の間で締結される予定の代理店契約（以下「代理店契約」）を終了できる。但し、かかる本株主間契約の終了にかかわらず、下記8.に記載する事項は引き続きその効力を有し、また、下記7.に記載する事項及び上記1.(3)に記載する事項は、ソパージャ及びその関連者が25.88%以上の発行者の議決権を保有する限り、引き続きその効力を有する。

2. 上場の維持

ソパージャは、現状維持期間中、中島らの書面による同意を得た場合を除き、発行者株式の株式会社東京証券取引所における上場廃止を企図するいかなる行為も行わない。

3. 第三者による公開買付け

第三者が発行者の株式に対して公開買付けを開始した場合、中島らはソパージャに協力し、ソパージャの書面による同意を得ない限り、当該公開買付けへの応募を行わない。但し、中島成浩については、かかる応募をしないことが中島成浩の取締役としての善管注意義務に反する恐れがある場合にはこの限りでない。

4. 重要事項の協議

(1) 中島成浩とソパージャは、出資契約に規定される重要行為（以下「重要行為」）に関する一切の事項につき、年4回以上、経営諮問委員会で協議を行う。

(2) 中島成浩とソパージャは重要行為に関して共同の意見を形成し、これを経営諮問委員会として表明するよう、最善の合理的な努力を尽くす。但し、共同の意見が形成されない場合には、各人は、各人の立場を表明できる。

(3) 発行者及びそのグループ会社が重要行為を行おうとする場合で、ソパージャからの要求があった場合、中島らは、
() 当該重要行為が株主総会決議事項である場合、共同意見に従い、当該重要行為の議案について議決権を行使し、
() その他、発行者が重要行為について共同意見に従うよう、最善の合理的な努力を尽くす。

(4) 発行者が株主総会、経営諮問委員会、取締役会その他、重要行為に関してソパージャの意見又は意向に反する決定を行った場合には、ソパージャは直ちに中島らに書面で通知して、本株主間契約及び代理店契約を解約できる。但し、かかる本株主間契約の解約にかかわらず、下記8.に記載する事項は引き続きその効力を有し、また、下記7.に記載する事項及び上記1.(3)に記載する事項は、ソパージャ及びその関連者が25.88%以上の発行者の議決権を保有する限り、引き続きその効力を有する。

5. 発行者の役員等に関する事項

中島ら及びソパージャは、常にソパージャの指名する者1名が発行者の取締役として選任されることに同意し、又、現状維持期間中、中島成浩が常に発行者の取締役に選任され、代表取締役CEOとなることに同意する。中島ら及びソパージャは、発行者の株主総会で、かかるソパージャの指名する取締役1名の選任を達成するために議決権を行使し、又、かかる取締役の選任を達成するために必要又は有益なその他の一切の行為を行う。

6. 発行者の自己株式消却に関する事項

中島らは、出資契約に規定される発行者の自己株式の消却のために最善の努力を尽くし、そのため必要な議決権を行使する。

7. ソパージャの優先交渉権

(1) 中島成浩は、現状維持期間中は、その議決権保有割合が11.74%を下回る結果となる発行者株式の売却を行ってはならない。

(2) 中島ら又は中島らの親族が、その保有する発行者株式の全部又は一部を売却する場合、ソパージャに対して売却対象株式の数を事前に通知し、ソパージャが当該株式を自ら買い取ることを希望する場合は、かかる通知の前3月間の市場価格の終値の平均の価格でこれを買取ることができる。この場合に、金融商品取引法その他関係法令に基づき、当該買取りを公開買付けの方法により行う必要がある場合、ソパージャはその定めに従い、中島ら又は中島らの親族は当該公開買付けに応募する。なお、中島成浩は、かかる応募をすることが中島成浩の発行会社の取締役としての善管注意義務に反する恐れがある場合はこの限りでない。

8. 中島らの優先交渉権

(1) ソパージャは、現状維持期間中は、その議決権保有割合が29.99%を下回る結果となる発行者株式の売却を行ってはならない。但し、ソパージャの関連者に対する売却を除く。

(2) ソパージャが、その保有する発行者の株式の全部又は一部を売却する場合、中島らに対して売却対象株式の数を事前に通知し、中島らが当該株式を自ら買い取ることを希望する場合は、かかる通知の前3月間の市場価格の終値の平均の価格でこれを買取ることができる。この場合、金融商品取引法その他関係法令に基づき、当該買取りを公開買付けの方法により行う必要がある場合、中島らはその定めに従い、ソパージャは当該公開買付けに応募する。

9. 契約の終了事由

上記1(5)及び4(4)の他、本株主間契約は、中島らが発行者の株式、株式引受権若しくはその他株式に転換可能な権利を保有しなくなった日、又は、ソパージャ及びその関連者の議決権保有比率が25.88%を下回った日に終了する。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	12,750
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	0
上記(Y)の内訳	-
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	12,750

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

2【提出者（大量保有者） / 2】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	中島 千波
住所又は本店所在地	大阪府大阪市城東区今福東二丁目13番9号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	昭和40年12月18日
職業	会社役員
勤務先名称	株式会社ナカジマ
勤務先住所	大阪府大阪市城東区今福東一丁目10番16号

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ミネルヴァ・ホールディングス株式会社 取締役 経営管理部長 藤原 秀樹
電話番号	06(6910)0031 (代表)

(2)【保有目的】

発行者の創業者かつ代表取締役会長兼社長の配偶者であり、安定株主として株式を保有しております。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	80		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 80	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		80
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年7月31日現在)	V	14,206
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.56
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.51

(注) 変更報告書No. 3を直前の報告書として記載しております。

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	20,000
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	0
上記(Y)の内訳	-
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	20,000

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

1【共同保有者 / 1】

(1)【共同保有者の概要】

【共同保有者】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	中島 一成
住所又は本店所在地	大阪府大阪市城東区今福東一丁目10番16号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	昭和13年5月25日
職業	会社役員
勤務先名称	株式会社ナカジマ
勤務先住所	大阪府大阪市城東区今福東一丁目10番16号

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ミネルヴァ・ホールディングス株式会社 取締役 経営管理部長 藤原 秀樹
電話番号	06(6910)0031 (代表)

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,598		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,598	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,598
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年7月31日現在)	V	14,206
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		11.25
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		10.28

(注) 変更報告書No. 3を直前の報告書として記載しております。

2 【共同保有者 / 2】

(1) 【共同保有者の概要】

【共同保有者】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ソパージャ エス ピー アール エル（Soparja Sprl）
住所又は本店所在地	ブルヴァード アンディストリエル 58 7700 ムコン ベルギー （Boulevard Industriel 58 7700 Mouscron, Belugium）
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2008年5月29日
代表者氏名	フランク・ヴィゴ（Franck Vigo）
代表者役職	マネージャー
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1．固有動産および不動産の管理。 2．既存又は将来設立されるあらゆる種類の法人および会社における、いかなる形態であれ経営参加の獲得、又会社の経営参加の有無に関わらず法人および企業における促進、立案、調整、開発、投資。 3．いかなる形態であれ法人、企業、個人に対する貸付および信用貸の一時的提供。この範囲内で、当会社は最広義における保証又は賛同をし、あらゆる種類の商業的および財務的業務を行なうこともできる。但し、法律によって預金銀行、短期信託、貯蓄銀行、抵当権会社、無尽会社に限定されている業務を除く。 4．最広義における財務、技術、商業、経営に関する相談を請け負うこと。但し、投資や資金投入に関する相談を除く。ならびに経営、財務、販売、生産、一般管理に関する支援やサービスを直接又は間接に提供すること。 5．あらゆる種類の経営上の委託を保証し、任務を遂行し、職務を履行すること。なおこれには清算人の委託も含まれる。 6．特許、ノウハウ、その他の恒久的および付随的な無形固定資産を開発、買収、売却すること、ならびにそのライセンスを取得又は譲渡すること。 7．管理および情報サービスの提供。 8．一般的にいかなるものであれ、あらゆる財産の買収・売却、輸入・輸出、取次・代理、すなわち仲介業者としての活動。 9．新製品、新規技術、その適用の研究、開発、製造、商品化。 10．第三者のために物的又は人的保証を提供すること。

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 今野 由紀子
電話番号	03-3288-7000

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	4,260		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 4,260	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		4,260
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年7月31日現在)	V	14,206
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		29.99
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		27.41

(注) 変更報告書No. 3を直前の報告書として記載しております。

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

1. 中島 成浩
2. 中島 千波
3. 中島 一成
4. ソパージャ エス ピー アール エル (Soparja Sprl)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	7,606		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 7,606	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		7,606
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年7月31日現在)	V	14,206
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		53.54
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		50.90

(注) 変更報告書No. 3を直前の報告書として記載しております。

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
中島 成浩	1,668	11.74
中島 千波	80	0.56
中島 一成	1,598	11.25
ソパージャ エス ピー アール エル (Soparja Sprl)	4,260	29.99
合計	7,606	53.54